

和東町人権教育・啓発推進計画 (第2次)

概要版

和 東 町

計画改定の趣旨

- 和束町では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、「人権教育のための国連10年和束町行動計画」（2000年(平成12年)8月策定）や「和束町人権教育・啓発推進計画」（2006年(平成18年)3月策定）に基づき、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。
- 2011年(平成23年)及び2014年(平成26年)に京都府が実施した府民調査結果からは、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、旧同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待などが依然として存在しているほか、社会情勢や人々の意識の変化等も反映して新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。
- こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、和束町として人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、「和束町人権教育・啓発推進計画」を改定することとしました。

計画期間

- 計画期間：2017年(平成29年)3月から2027年(平成39年)3月まで

計画の目標

「和束町人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を本町において構築すること

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権問題の現状等、取組の方向

- 人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なおさまざまな人権問題が存在
- 人権教育・啓発は、住民一人ひとりが自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、自らの課題として主体的に行動していけるようにするための条件整備
- 人を誹謗中傷し、排除するような行為を許さず、お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指すことが必要

同和問題

- 特別法による対策事業の結果、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和对策審議会答申で指摘された低位な実態は大きく改善。地域改善対策協議会の意見具申が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を推進
- 依然として結婚にかかわる問題や住宅購入の際に旧同和地区への忌避意識が存在し、早期解決に向けて引き続き取り組むことが必要
- 同和問題に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実、住民相互の交流を通じた地域づくりを推進
- 引き続き、人権ふれあいセンターが福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点として活用されるよう、各種相談事業等を通じて、各地域のニーズを的確に把握し取組を推進

女性

- 性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用機会や待遇、性に起因する暴力などの問題が存在
- 京都府男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、様々な分野で女性の参画や能力発揮を推進
- 働きたい女性のニーズに応じた就業・保育への支援を行うとともに、女性の活躍の加速化、女性リーダーの育成等、地域で女性が活躍できるように支援
- DV、ストーカー、性暴力等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに被害者への適切な支援等を実施
- 人権ふれあいセンターで研修を行い、ハラスメントの防止に努めるとともに、相談や被害者への支援を実施

子ども

- 京都府においては、児童虐待、いじめ・体罰等は依然として深刻な問題。SNSでのいじめ等の新たな形態の事象も発生。児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪の増加、子どもの6人に1人が貧困世帯で暮らすなどの厳しい状況。社会総がかりで子どもの育つ環境の整備が必要
- 子どもの意思が尊重され、権利が保障された育成環境を整備
- いじめ、暴力行為、不登校、児童ポルノ等の事象について、個々のケースに応じて適切に対応できるよう支援・相談・指導体制の強化、学校・家庭・地域社会・関係機関の連携等を推進
- すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会に向けた取組を推進
- 子どもが保護の対象であると同時に権利行使の主体であるという視点に立った啓発を推進

高齢者

- 高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また、介護の必要な高齢者も増加。高齢者が尊厳を保ちながら、いきいきと暮らしていける社会をつくる必要がある
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を一層推進
- 虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護し、また、家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 高齢者を一律に弱者とするのではなく、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍できるよう、雇用・就業機会の確保など、社会参加を支援
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づく社会環境整備や、相談対応、啓発の推進

障がい者

- 障がいの有無にかかわらず、全ての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が必要
- 虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担の軽減等の取組を推進
- 精神障害や難病等をはじめとする障がい及び障がいのある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、障がい者スポーツの普及・振興、文化芸術活動の推進、雇用・就労の促進、住宅の確保に向けた取組等、障がいのある人の社会参加に向けた取組を推進
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づく障がいのある人等が暮らしやすいまちづくりを推進

ハンセン病、感染症、難病患者等

- 患者が適切な医療を受けられるよう、療養環境の整備に加え、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取組を引き続き推進
- ハンセン病問題基本法に基づき、偏見や差別を一刻も早く解消するための啓発等の推進
- HIV感染者に対する偏見や差別の解消や、不当な扱いを受けないための啓発の推進
- 難病に対する誤解や偏見から生じる人権侵害を防止するための正しい知識の普及・啓発の推進

犯罪被害者等

- 犯罪被害者等には、直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続等の精神的・時間的負担、プライバシー侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害の問題が存在
- 犯罪等発生直後の直接支援、精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的支援の充実
- 京都府犯罪被害者サポートチームによる総合的な支援の実施と、被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化
- 民間支援団体への支援や連携の推進
- 各種支援制度の周知、住民理解の促進

外国人

- 日本で生活する外国籍の人々に対しては、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などが存在。新たに渡日した外国籍住民や、外国につながりを持つ子ども・保護者が増え、日本語教育など、共に暮らしていくための教育・生活支援が必要
- 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを推進。特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍住民等への正しい理解と認識の浸透を図るための啓発を推進
- 外国籍児童生徒の個々の状況に応じた指導や支援等を進めるなど、外国籍住民と共に暮らす地域づくりのための取組を推進

さまざまな人権問題

<ホームレス>

- 住民の理解と協力を得てホームレスが自立した生活が可能となるよう、法に基づく自立支援等の総合的な推進

<性同一性障がい、性的指向>

- 性同一性障がいや性的指向への理解と認識を広げるための教育・啓発を推進

<刑を終えて出所した人>

- 刑を終えて出所した人が社会復帰できるよう啓発等を推進

<アイヌの人々、婚外子、識字問題>

- アイヌの人々、婚外子、識字問題に対する啓発等を推進

<北朝鮮当局による拉致問題等>

- 北朝鮮当局による拉致問題への住民の関心と認識を深めるための啓発等を推進

社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

<インターネット社会における人権の尊重>

- インターネット上には、プライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現、ネットいじめなど、人権に関わる様々な問題が存在
- 情報モラルとメディアリテラシーの向上、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広め、住民が安心してインターネットを利用でき、加害者にも被害者にもならないよう教育・啓発を推進
- 人権を侵害する悪質な情報発信に対し、府や法務局と連携して当該情報等の削除要請など個別に対応

<個人情報の保護>

- 和束町個人情報保護条例の適正な運用による個人の権利利益の保護
- 個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルについての教育・啓発の推進
- 身元調査の問題に対する啓発の推進、「事前登録型本人通知制度」の普及

<安心して働ける職場環境の推進>

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた働き方の見直しや育児・介護との両立支援、働きやすい職場環境の推進
- 職場でのハラスメント防止のため、企業の経営者等に対する意識啓発、職場環境の改善に向けた支援
- 長時間・過重労働など違法な働き方を強いる企業に対するコンプライアンスの徹底、労働教育の充実と労働関係法の周知・啓発

<自殺対策の推進>

- 自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こりうるという認識に立ち、自殺対策を総合的に推進。
- 人材の確保・養成、住民の理解促進、自殺予防の取組の推進。相談・支援体制の充実
- 自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援の実施

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 人権教育・啓発の推進に関する基本方針に基づき、さまざまな機会や場を通じて積極的・継続的に推進
- 多様な媒体の活用、親しみやすいテーマ設定などの創意工夫により、地域の実情に応じながら、人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、社会的な関心の高い事例を通じて、人権教育・啓発を推進
- 人権教育・啓発は人々の心の在り方に密接にかかわるため、その自主性を尊重し、幅広い理解と共感を得られるよう取組を推進

保育園

- 保育園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な場
- 家庭や地域と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりの中で人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- すべての職員が豊かな人権意識を持ち実践できるよう研修を通じた認識の深化、指導力の向上

学校

- 教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」等と協働し、子どもの人権を巡る実態に適切に対応しながら、一人ひとりを大切に教育を推進
- 児童生徒の発達の段階を踏まえた体系的な人権学習を充実し、また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心を育むことなどを旨とし、時代の変化に的確に対応した学習内容や指導方法の一層の充実
- 児童生徒が主体的に活動する機会や、自己有用感を高めるための多様な体験活動の充実
- 子どもたちが安心して楽しく学べるよう、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応、体罰根絶に向けた取組を推進

地域社会

- 地域社会は、人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場
- 公民館、社会教育施設及び人権ふれあいセンター等を拠点とした多様な学習機会の提供を支援
- 社会教育関係指導者の資質向上を図る研修の充実
- 生涯を通じた学習のための視聴覚ライブラリーや参加型学習を取り入れた学習資料の充実
- ボランティア活動など学校教育と連携した多様な体験活動の機会の充実

家庭

- 家庭はすべての教育の出発点であり、人間形成の基礎を育み社会性を育てる上で重要な場
- 関係機関職員への研修等による資質向上や、保護者自身が学ぶための学習機会の充実・情報の提供・相談できるネットワークづくりにより家庭教育を支援
- 家庭内における人権侵害の発生を未然に防ぐための相談活動機能の充実。家庭支援総合センターや児童相談所等の専門性を生かし、学校や民生児童委員等との連携の強化

企業・職場

- 企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう職員等を対象とした人権教育・啓発を充実
- 企業・職場での人権侵害を防止するとともに、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底や、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

- 人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進

役場職員	○ 本計画を周知・徹底。職務に応じた人権研修の推進。職場研修や自己啓発を支援 ○ 指導者養成研修会等の実施、各種情報提供等により、人権意識の向上を支援
教職員・社会教育関係者	○ 教職員：各学校や京都府総合教育センター等における研修、教職員の主体的な研修などを通じ、子どもへの愛情や教育への使命感とともに、人権意識高揚、指導力向上のための取組を推進 ○ いじめ・体罰への認識を深め、組織的に教育活動に取り組む意識を醸成 ○ スクールカウンセラー等の専門家との協働等による教職員の資質向上 ○ 社会教育関係者：地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修を充実
医療関係者	○ 医療関係者には、プライバシーへの配慮など人権に対する深い理解と認識が必要
保健福祉関係者	○ 施設等での虐待事案の状況等も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実。また、関係団体等における人権研修の充実を支援

人権教育・啓発の推進方策

指導者の養成	○ 住民の身近で人権教育・啓発を推進していく指導者の養成にあたって、研修を創意工夫するとともに、継続的な情報提供等によりその活動を支援
人権教育・啓発資料等の整備	○ 専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の発達段階や習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等を開発
効果的な手法による人権教育・啓発の実施	○ 幼児から高齢者まで、生涯学習の視点に立ち、対象者に合わせた教育・啓発の実施 ○ 発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が連携しながら人権教育を推進 ○ 人権強調月間(8月)、人権週間(12月)の取組等による社会的気運の醸成 ○ 身近なテーマ設定や主体的に参加できるコンクール等、手法を工夫した人権啓発の実施
調査・研究成果の活用	○ 最新の調査・研究成果を踏まえ、質の高い、最新の知識の普及に努めるとともに、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための方法論等の研究が推進されるよう要請
相談機関相互の連携・充実	○ 住民が人権問題に直面した際に、身近に相談でき、迅速・的確な対応から救済につながるよう、様々な相談機関等によるネットワークを強化し、連携強化や情報交換、相談機能の向上等を目的とした研修等を充実 ○ 実際に発生している人権問題の状況に応じた人権教育・啓発を推進 ○ 様々なメディアを活用した相談機関等の一層の周知

計画の推進体制等

- 国、京都府等の公共団体との協働関係の構築し、さまざまな機会を通じて、連携・協力して人権教育・啓発を展開。
- 和束町の人権教育・啓発施策が、この計画の趣旨に沿って取り組まれるよう支援。
- 自発的な社会貢献活動が行いやすい環境を整備し、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進。

京都府人権啓発キャラクター
「じんくん」



和束町 ゆるキャラ
「茶茶ちゃん」



みんな大切な
オンリーワン

和束町人権教育・啓発推進計画（第2次）

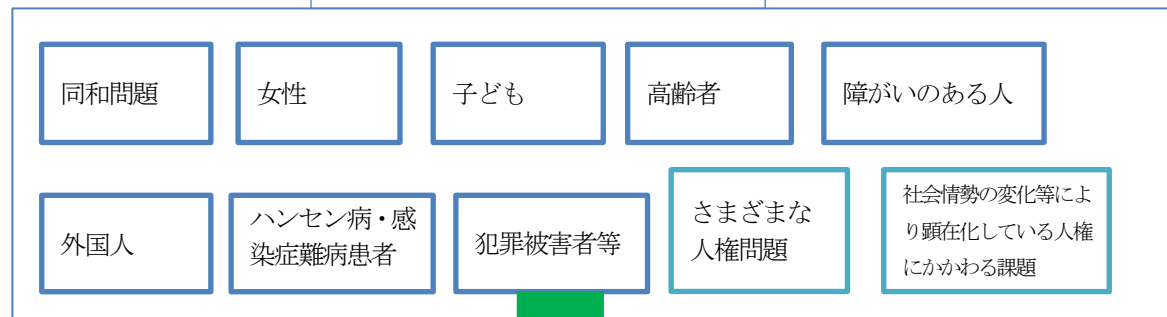
【目標】 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

一人ひとりが（の）

- 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊厳されること
- 能力を発揮し、幸福を追求できること
- 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

社会におけるさまざまな人権問題



総合的かつ計画的な

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」

人権教育・啓発推進の基本方針

- ①一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ②共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③生涯学習としての人権教育・啓発
- ④自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた
人権教育・啓発の推進

保育園、学校（小学校・中学校）
地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従業者に
対する研修等の推進

役場職員、教職員・社会教育関係者、
医療関係者、保健福祉関係者

指導者の養成

人権教育・啓発
資料等の整備

効果的な手法による
人権教育・啓発の実施

調査・研究成果の活用

相談機関相互の
連携・充実

計画の
推進体制

- 国、京都府等の公共団体との協働関係の構築
- 和束町における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、多様な主体の協働により計画を推進

和束町人権教育・啓発推進計画（第2次）

2017年(平成29年)3月

和束町人権啓発課

〒619-1212

京都府相楽郡和束町釜塚前田44

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

ホームページ <http://www.town.wazuka.kyoto.jp>